

イスラム治下のギリシア人

—19世紀タソス島の場合—

米 田 治 泰

1

オスマン・トルコの支配下に入ったバルカン地方のキリスト教国、キリスト教徒の存在態様にはかなりの偏差があった。中央権力の直接コントロールをうけた地域と、一定の歳幣の支払いを条件に大幅な自主性を認められた地域（例えば Dubrovnik, Moldavia, Wallacia）という違いのほかに、同じく前者の範疇に属しているものでも、地理的環境その他の条件によって中央の支配の度合は大きく違っていた。さらに同じ一つの地方でも長い歴史の過程で当然異なった制約をうけた。このような偏差はオスマン社会の在り方や旧オスマン領の諸民族国家の現代を理解するうえで見落すわけにはいかない。ギリシアの場合でも、19世紀はじめからの独立運動によって漸進的に国家的統一が実現したのであるが、この過程での諸地方の独立の遅速は対スルタンへの従属の度合が大きく影響していたのである。

オスマンの支配の方法は、被支配民族の社会関係、階級関係を温存しつつ次第に自己本来の方式を及ぼしていったと、常識的にいわれている。しかし、どこか特定の地域について旧社会つまりビザンツ世界の遺制の存続とその変容、およびトルコ諸制度の変遷を跡づけることは決して容易なことではない。ビザンツ末期から19、20世紀までの数世紀のあいだ、継続して史料が存するということはまず望めないからである。それにオスマン史それ自体の研究が遅れており、異教徒 rayas の問題は深く扱われていない。また現在のバルカン諸国の歴史研究も異教徒支配の時代に十分な関心を払っているとはいえない¹⁾。だが、こうしたなかで例外的に、比較的多くの文書を残している所がある。エーゲ海の最北、本土マケドニアにもっとも近く位置するタソス Thasos 島がそれであり、今日、幸いにも A. E. Bakalopoulos の Thasos. Son histoire, son administration de 1453 à 1912, “Etudes Thasiennes” II (Paris, 1953). によって興味ある多く

の事実を知ることができるようになった。すなわちここには1762年から1912年の間に出されたスルタンの勅令 (firman) やタソス大守の布告、それにタソスの村共同体の規約などが残されており、いずれもバカロプロスの書に(トルコ語文書はすべて現代ギリシア語に訳して)収録されたのである。ことに1813~1902年は44の文書を数えて、内容的に貴重なものも多い²⁾。本稿はこの時期を中心にタソスの社会—行政機構や村共同体の在り方を検討しようとするものである。なお rayas の問題を取扱うに当たっては、諸地域の事情を比較検討することがぜひとも必要なのであるが、本稿ではタソスだけに考察を限っていることをはじめにお断りしておきたい³⁾。

さて、タソス島がトルコ人に支配されるにいたったのは、コンスタンティノーブル陥落後2年の1455年のことであり、トルコの軛きを脱してギリシア王国に編入されたのは1913年、第一次バルカン戦争でトルコが破れた時のことである。つまり約450年間、タソスは、ロシア海軍による短かい占領期間(1770-74)を除いて、一貫してイスラムの支配下にあったわけである。だが必ずしも一貫してイスタンブールのスルタンの支配下にあったのではない。先に史料が多く残っていると述べた1813-1902年は、実はエジプトの Muhammad 'Ali 朝の支配下におかれていたのであり、そのあと再びスルタンによる統治がくるのである。つまり時代区分をするならば、(1) 1455-1813年、スルタン支配、(2) 1813-1902年、パンチャによる支配、(3) 1902-1913年、再度スルタンの支配、ということになる。そこでまずはじめにトルコ征服前後から19世紀初頭にいたる時期について若干ふれておこう。

この時期のタソスの事情はきわめて暗く、語るべきことは多くない。とくにビザンツ末期の同島の行政、財政等の実体は全く不明である。ただ土地所有関係では、(イ) 聖アトス山の Xeropotamou 修道院が、Theologos 村に小修道院を保有⁴⁾、(ロ) Karakallou 修道院が、三小修道院(H. Panteleimon, H. Tryphon, H. Sisinius)を保有(H. Panteleimon は属州徴税吏に対する一切の義務を免除)⁵⁾、(ハ) 同 Philotheu 修道院が数個の小修道院と教会(Neokastron の H. Michael 教会ほか)を保有⁶⁾、の三点が知られており、これらの史料からみる限りでは、ビザンツの他の地域と大差なく Grundherr わけても修道院領主による大土地所有的侵食をうけていたといつてよい。Philoteu 院に属する或る小修道院が、自己の耕地・菜園・オリーブ園の経営のため、他のいかなる領主にも属さぬヴァガボンの農民を無制限に迎え入れてよいとされているのは、国家権力の統制の衰退ぶりを物語るものであろう⁷⁾。だが、かかる傾向の進展にもかかわらず、タソスは依然として国有地として留まっていた。同島が Manuel II Paleologos

(1391-1425), Johannes VII Paleologos (1425-28) 両帝によって, Lemnos 島と併せて, イタリア人 Dorino Gattilusi にフィーフとして与えられたという事実がそれを証明する⁸⁾。北エーゲ海を扼するタソスの意義は戦略的見地からして決して小さくなかった。コンスタンティノープル政府がその価値をみとめ, 帝国防衛のため有能な外人傭兵に分封せんとしたのはけだし当然のことであった。さらにまたヴェネチアが1455年の陥落後20年間, 執拗に同島の奪取をはかったのも同様の配慮によるものであった。

ところで, タソス島はトルコ征服に伴なって社会的にとくに大きな変化をみせたであろうか。この点については, 15世紀中葉から18世紀中葉まで一等史料が現存しない以上, 確たることを知りえない。だが後代の記録を信ずるならば, 島の秩序は殆んど変わることなく維持されたことにほぼ間違いない。というのは, タソスは, イスタンブールのスルタンあるいはアレクサンドリアのパシャの支配下におかれたというものの, 地理的環境からいって完全な属領化はむづかしかつた上, その収入が各々の国庫に直接納められることは少なく, ほとんどいつも封土や apanage の形で私的領主に帰属していた。1813年, タソス島をムハンマド・アリーに委譲する旨を記したスルタン Maḥmūd II の勅令によれば, 同島ははじめ (ἀρχικὸς) トルコ艦隊司令官 (kapudan paṣha) に450,000 akça を約束する timār であり, その後は, スルタン Maḥmūd Ghazi が首都の聖ソフィア寺院のそばに建てた宗教施設 Waḳf の収入源になったといわれる⁹⁾。そして1813年以後は, ムハンマド・アリーが出身地 Kavala に造った福祉施設の維持費を充足した。また遠く遡ってトルコ征服直後には Demetrios Paleologos なるものが一時的に, Zagan Paṣha からこの島を譲りうけた¹⁰⁾。こうした私領主に対して, タソスが負った義務が何かといえ, 一定の収入を満足させることだけであって, かれらから何らかのコンパクトな政治的支配をうけることはまずありえなかった。ティマールはビザンツの pronoia, セルジュク・トルコの iktā' と同様に, 租税徴収権を本来の内容としており, その権利から進んで政治的領域における完全な封建所領化が起ることは容易でなかった。これがタソスの秩序をあまり変えなかった要因の一つであろう。いま一つ注意しておきたいのは, タソス島には全くトルコ人が入植せず, また同島に豊富な天然資源が存在したという事情である。同島は, 乳香樹のキオス島, 銀のカルキディア半島などと並んで, 鉱石, 木材の産地として知られた所であり, トルコの側からみて, その利用・開発のためには伝統的なギリシア人の社会組織を変化させぬ方が賢明であった¹¹⁾。従って徴税の方法や農民の階層関係には従来のがそのまま踏襲された。農民間の連帯責任制原理を生かしつつ, 島内のギリシア人有力者 (koḍjabachi) が徴税を請負い,

トルコ人税吏 (zambit) に納付するというのがその税制であり、また各々の村共同体においてはビザンツ期の領主・農民関係に淵源する「貧民と富裕なるもの」(πλοῦστοι καὶ εὐκατάστατοι) の対立が殆んど常に存在していた¹²⁾。タソス島はけっきょく旧来の秩序を基本的小おしとどめたまま19世紀を迎えることになるのである¹³⁾。

2

ムハンマド・アリーがタソス島を譲渡されたのは、スルタンの懇請した Wahnābis 反乱の鎮圧にかれが成功したからであるといわれているが、出身地 Kavala に造った Waḳf を維持するのにその向かいにあるタソス島はまさに絶好の収入源であった。1813年タソスは新しい時代を迎えた。エジプトによる支配は以後90年間つづくのである。この期間を、島のギリシア人が享受した経済上、行政上の諸権利の幅によって区分するならば、2つの時期に分けることができよう。村共同体の権利が確認され、時にはそれが拡大の傾きさえ見せた世紀の前半—中葉と、オスマン政府が行なった国家改革 tanzimāt の影響で中央=エジプトとのむすびつきが強化された70年代以降の2つである。もちろん厳密にいえば、前期にもタソスにとってきわめて不幸な時期はあった。アリー自身および次ぎの ‘Abbās Pasha (1848-54) がこの島にあまり大きな関心を寄せず管理をカヴァラ大守に委せたため、大守一族による恣意的経営がしばし続いたからである。ギリシア独立戦争時に起された(結局失敗に終る)大規模な反乱¹⁴⁾ や、1854年に Sa‘id Pasha (1854-63) がアレクサンドリアから直接タソス大守 (Dja‘far bey) を任命したときの島民の大きな喜びはその取奪を裏書きするものといえるであろう¹⁵⁾。だが全般的にいて、中央のコントロールが強化されるのは70年以降、わけても世紀末であるとみるのが正しい。以下においては、こうした両時期の差異をできるだけはっきりさせたい。そこでまず行政面をみることにしよう。

19世紀のタソスがいくつの村をもっていたかは、「村」(χωρὰ) という語が色々に解釈され使われているため正確につかむことができない。当時の旅行記でもその数字はまちまちである。だが少なくともまとまった政治機構を備えているものに限るならば、10の村落が数えられる。Theologos, Panaghia, Potamia, Kastro, Maries, Kalirachi, Sotiros, Kasaviti, Voulgaro (Rachoni), Haghios Georgios の10村である。このうち Theologos は40年代まで島の中心であり、その後 Panaghia にその席を譲った。これら村落の具体的状況を知ることはむつかしいが、残されたいくつかの村落規約からみて、いずれもが古くからの共同体秩序を持続させていることが推測できる。たとえばマリ

エス村共同体は、1882年、全員一致で、オリーブ油製造作業の開始時点（10月中旬）や山羊・ろばによる損害に対する賠償の額、窃盗罪の刑量などについて詳細な規定を作り、播種についても村長や村の長老会、他の住民の同意なしに勝手に行うことを禁じた¹⁶⁾。さらに教会との間にも伝統に従った関係を確立した。一般にタソスの教会はイスラム治下においてイスタンブールのギリシア正教総主教の監督下にあったが、マリエス村では貴族が聖職者と協議して結婚や葬儀、祈禱などにおける聖職者の報酬を決定しているのである（1870）¹⁷⁾。他の共同体でも同様の伝統遵守は認められた。ある夫婦の離婚訴訟を裁くのに、新興 Limenas 村の法廷がビザンツ末期の法律家 Harmenopoulos の Νόμος に依拠している（1895）のはその一つのあらわれであろう¹⁸⁾。

しかし共同体的伝統が存続している一方で、行政組織においては、それらをふまえながら、近代的な民主制的組織も生れていた。1813年までの事情が不明なため前後の比較はできないが、この時代には民会（租税支払成人男子の集会）を底辺に、上は島のギリシア人総代表にいたる行政機構がかなり有機的に整えられているのである。すなわち、その共同体はいずれもが最も重要な機関として δημογεροντία つまり長老会をもち、村の秩序の維持および布告の伝達、軽犯罪事件の処理を行なわせていた。メンバーは、共同体の規模によって異なるが、大体5人の有力者から成っており、かれらの選出は民会が「発声で」行なったといわれる。そして5人は互選によって1人の προεστος を選んだ。プロエストスは責任をもって租税を徴収することと、タソスの全共同体の総会に出席することを任務とした。つまり、かれは村長なのである。以上の形、すなわち民会—長老会—村長というのがタソス各共同体の基本構造であって、19世紀を通してこれは同一であった。行政・経済の問題に関係する1889年の Halim Pasha の布告も、長老会について、定員5名、2年毎の改選、1000 grossia 以下の訴訟に対する下級裁判権（非確定判決権）の保有、および禁錮24時間あるいは罰金 30 gros. 程度の刑事事件の確定判決権保有を認めるとともに、村長については任期一年、重任不可と定めているのである¹⁹⁾。

島の各共同体から村長と他に1,2名の代表が集まって毎年だいたい9月に会期一ヶ月でタソス総会が開催され、島の総代表 προεδρος（知事）が決定された。かれは、トルコ支配下タソスの kođjabachi と同様に租税の引渡しを行なうだけでなく、あらゆる点で rayas を指導する地位にあり、「名誉と豊かな経験、公平さと冷静さ」をもつことを望まれていた。そのため、歴代の知事は、はじめテオロゴス村、のちパナギア村の名門から選ばれるを通例とした。Hatzi Giorgis (1813-21), Hatzi Giannis (1821-?),

Hatzi Stamatis (?-1839/40), Hatzi Konstantis (1839/40-51), Demetrios Hatzi Konstantinidis (1852-74) はすべてそうした人物であった²⁰⁾。だが、かれらはいくら島内における *autonomie* を享受していたにせよ、イスラムの権力機構から独立しているのではないことは当然である。アレクサンドリアのパシャは、タソス大守の官舎をカヴァラの福祉施設 (*‘imāret*)・宗教学校 (*medrese*) のなかにおき、島の収入の確保を図らせるとともに、カヴァラからタソスの各共同体にむけて、ギリシア語に通じたイスラム憲兵 *şu bachi* を配置させ、時には、数十名の兵士 (*zaptics*) を駐屯させた。従ってプロエド罗斯はタソス大守の、またプロエストスはスーバチの完全な統制下におかれていたのである²¹⁾。ただタソス総会がある程度までの立法権を保有していたこと、ならびに「信用と実績のある適当なプロエストス」とタソス大守の側近から成る協議会 *συμβουλιον* (*medzili*) が設けられ、住民と *ἡγερός* 支配者側の間の種々の問題が協議・解決されたこと²²⁾ は、1874年までのギリシア人住民がそれ以後に比してより大きな政治的能力をもっていたことを示しているようである。

ところで、19世紀中葉にオスマン・トルコは、西欧列強の圧迫をうけて、富国強兵のための種々の改革を迫られていた。国民の名誉と財産の保証、徴税請負制の廃止、徴兵制の整備、宗教を異にする全国民の法の前での平等の実現などが目標にかかげられ、*Muṣṭafa Rashīd Pasha* や *‘Ali Pasha*, *Midḥat Pasha* から改革派指導者が目覚ましい活動を示した。*tanzīmāt* とよばれる一連の改革は、要するに、中央集権的絶対主義の強化をめざすものであった。今ここで、このダンズィマートについて詳しく述べる余地は全くないが、注意したいのは、この精神にもとづいてエジプトの支配領域でも集権的政策がうち出され、タソス島にもそれが反映したという事実である。

タソスでは *Demetrios Hatzi Konstantinidis* がプロエド罗斯在任中の72年ころから、親エジプト派とそれに反対する派との対立に伴ない政治的混乱が生じていたが、これはエジプト政府に干渉の口実を与えてしまった。エジプトはテオロゴス村に拠っていた反エジプト派を抑える一方、親エジプトと目された *Demetrios* をも圧迫して、タソスの‘特権的地位’の修正に着手した²³⁾。その結果、行政組織のうえでつぎのような注目すべき変化が生じた。まず第一にプロエド罗斯(知事)職が廃止された。1874年のことである。時のタソス大守 *Ibrāhīm ‘Assafi bey* は次のように布告した(75年1月)。「パナギア村の *Demetrios Hatzi Konstantinidis* は今後 *urman ve ziraat memuru*, つまり森番 (*δασονόμος*) となる……かれの仕事、かれの注意すべきことは、時々、村々を廻わり、住民をして畑の耕作と、火事その他のいろいろな損害からの森の防衛に当らせ

ることである」²⁴⁾。要するに、従来タソスのギリシア人のうち最高の地位をしめ、ギリシア人の利益を代弁したと目されたプロエド罗斯は、いまや森林の管理を行なうにすぎなくされたのである。この事実は、それだけタソスの森に対するエジプト政府の関心の増大したことをも示している。現に、Ibrāhīm は、同じ布告で Kalirachi 村に対して、森の火事を避けるため、また濫伐を監視するため4月から10月にかけて2人の番人(φυλακες)を出すこと、共同体員は冬の3ヶ月間に毎週1日、従って都合12日間、森林保護令にもとづいて集合・清掃すること云々という命令を下しているほどである。だが、それにしても、タソス総会の選んだプロエド罗斯の地位をここまで引下げたことは異常であった。事情はよく判明しないが、70年代はじめの政争はかなり根がふかく、大守自身もそれに絡んでいたのであろう²⁵⁾。あるいはタンズィマートに、これと関連する改革があったのであろうか。それはともかく、この新しい事態のために、共同体の代表が構成していたタソス総会はプロエド罗斯の手で開かれるわけにはいなくなった。起るべき第二の変化は、この会議を1890年以後、タソス大守みずからが主宰しはじめたということである²⁶⁾。そして最後に注意したいのは、従来村民が共同体的責任において、いわば自発的に出していた森番とは別個に、イスラム憲兵スーバチに直属する第二の森番 urman ve ziraat memuru がおかれたという事実である(1889-94年)²⁷⁾。この事実は、それまでイスラム権力によるタソス共同体の把握がスーバチの次元で、したがってかなり包括的に行なわれていたのが、いまや第二森番を通して共同体成員個人々の次元にまで下りて行なわれるということの意味する。後述の森林への課税強化とともに、これらはタンズィマート後のとくに目立った変化といえよう。この他、司法の分野でも目立った変化が起った。1901年、タソス島民がエジプトの‘Abbās Ḥilmi II に出した要望書には、前年11月に廃された、各村の村長・長老会からなる村裁判所(ἐγκλωρίων δικαστηρίων)の復活要求が含まれているが²⁸⁾、それよりも早く1885-86年にはすでにかつての司法機関＝司法協議会(συστασιν διοικητικοῦ συμβουλίου)が姿を消し、島の司法組織は徐々にオスマンの地方裁判組織に編みこまれる形勢にあった。トルコ人、エジプト人、ギリシア人のいずれかを裁判長とし、タソス総会が選ぶ3人の陪席判事(πρωτοδικείου)をもつ法廷がリメナス村におかれ、トルコ法を適用して上級のサロケ裁判所の管轄に属するものとされたのはこの頃のことであった²⁹⁾。島民のなかには、「毎日のように争いが起っているのに距離がはなれているため正規の法廷に行けぬ。行っていれば自分の仕事はできぬ……」といった不満が強まっていった³⁰⁾。1870年代以後の統制強化はかくてタソスの旧秩序を大きく変化させたといってよい。1902年になさ

れた、島内公用語にギリシア語を禁止せんとする試みなどはその究極的な表われとみなされるであろう。

3

この章ではタソスの財政について検討しよう。タソス島は良材を産出し、オリーブの栽培や蜂蜜・蠟の生産のさかんな所である。こうした自然条件はタソスの財政にいかに関与するであろうか。バカロプロス文書はこの点でも、示唆に富むように思われる。

すでに述べたように、征服から1813年までのあいだ、同島はあるいは Demetrios Paleologos の、あるいはトルコ艦隊司令官の、また Maḥmūd Ghāzī ワクフにぞくする *timar* ないし *apanage* であり、かれらに 70 万銀とも 45 万 *ağça* とも、また 3 万 *livre* とも伝えられる収入を約束してきた³¹⁾。が、その間、これらの金額の具体的内容は全く不明のままであった。ところが19世紀に入ると、史料の増加とともに、幾分はつきりした事情が分かるようになり、税制の変遷の跡づけも可能となった。

まず1813年の対アリー・タソス島委譲文書を取りあげてみよう。ここには、それまで島の徴税を請負っていた Drama の Maḥmūd bey らが毎年徴収した租税額とその内訳が記されている。それによると、1年の請負額 (*ἐτήσιον μίσθωμα*) は 20,678 *grossia*³²⁾、登記手数料 (*γραφικῶν δικαιωμάτων*) は 925 *grossia* とされ、内訳は、(i) 人頭税 (*δημοσίος κεφαλικὸς φόρος*) が、1236 *δελτίων* (*ebrak*) から 7,695 *grossia*、(ii) トルコ艦隊への奉仕免除代納金 (*ἀντιστήκωμα ναυτῶν*) 5,000 *grossia*、(iii) トルコ艦隊建造用の木材税³³⁾ (金額記載なし) となっている。また人頭税 7,695 *grossia* は造船所 (*tersane*) の財源にあてられる分と軍隊 (*mevazip*) の維持にまわされる分とがあり、前者は 6,475 *grossia*、後者は残り 1,220 *grossia* であった。しかし以上の3項目の合計額は、請負人が徴収した年 20,678 *grossia* にはるかに不足している。この分は何によって埋められたのであろうか。これに答えてくれるのは、1793年の Sotiros 村に関する納税受書³⁴⁾と1810年の Maḥmūd II の勅令³⁵⁾である。両者とも金額を全く記していないが、上記3税とは別の租税の存在を示しており注目される。すなわち前の領収書は公租 (*δημοσίων φόρων*)—これは人頭税の意であろう—、蜜蜂税 (*τελών κυψελῶν*)、臨時収入 (*ἀπροβλέπιων ἐσόδων*)、「春の税」(*φόρων σπέντζες*)、「その他」の名をあげ、後者の勅令は、新たに、*zatrie* つまりぶどう酒・アルコールへの税と、特別の徴税吏 (*mubasir*) への手当 (*mubasirie*) の負担を命じているのである。おそらくこうした臨時税・附加税が上の勘定における不足分の一部をか

ヴァーしたのであろう。さらにこれに追加しておかねばならないのは、島の最も重要な産物オリーブに対する十分の一税である。1818年の文書にこれが見えないのは不可解であるが、後の時期においてこの税が全体で占める比重からみて既にこの当時かなりの額の収入をもたらしていたであろう。

つぎに注目したい史料は1858年6月、タソス大守 Abūdunūr Dja'far bey が、タンズィマート精神に則り財政改革を行なうべく指示した命令である³⁶⁾。これは租税の種類とその徴収額を詳細に列記しており、島の財政を知るうえで非常に都合がよい。まず税の種類からいうと、(1) オリーブ油・木材をはじめとし、穀物・蜜蜂・山羊にかかる十分の一税、(2) これまでと同じく春4月の聖 Georgios の祭りに徴収される「春の税」(μαρτίες και σπέντσες=idrelez poussala)³⁷⁾のほか、(3) 1813年前後には知られていなかった4つの税、つまり大守の官舎維持のための税 (khukimati)、大守の生計費のための税 (mutpaki)、cādi のための税 (kateliki)、教会のロウソクにかかる税 (ἀγίουκηρίου ροσουμάτι) がつけ加わっている。さらに注意すべきものとして στρατιωτικὸς φόρος つまり軍事税がある。これは不人気だったかつての人頭税が形を変えたものといわれており、おそらく1813年文書の人頭税・軍役代納金の2つがあわさって生れたのであろう。この変化にタンズィマートの一立法が影響していたことは確実である。すなわち、イスラム支配下の異教徒は従来、人頭税 dzizya と地租 kharādj とを負担し信仰の自由と生活を保証されてきたのであるが、1855年5月10日の法律は、ジズヤを廃止し異教徒にも軍役義務を課した。そしてイスラム教徒、キリスト教徒双方から「異教徒従軍」に対して反対が唱えられるやスルタン政府は実際の軍役義務の代りに軍役代納金を徴収することにしたのである³⁸⁾。上の στρατιωτικὸς φόρος はここから起ったのであろう。だが1813年の時点ですでにタソスに軍役代納金 (ἀντιτίκωμα νυπτων) の制度があったのも事実である。ジズヤと軍役代納金の関係を一般化して考えるのはよくないであろう。

つぎに以上の諸税の徴収額を、史料に記された順序に従って挙げておこう。

(1) オリーブ油十分の一税 (400,000 grossia)	(7) 教会ロウソク税……………	(5,000 grossia)
(2) 木材税…………… —	(8) cādi のための税 ……	1,800 //
(3) 軍事税…………… 56,260 //	(9) 穀物税……………	3,193 //
(4) 春の税…………… 13,028 //	(10) 蜜蜂税……………	2,193 //
(5) 大守官舎維持税…………… 1,800 //	(11) 山羊税……………	2,693 //
(6) 大守生計費税…………… 6,000 //		

ここでオリーブ油の十分の一税はこの布告の出される2年前の1854年の数字、木材税（造船用材は $\frac{2}{10}$ 、建築用材は $\frac{1}{10}$ 、家庭用は無税）は数値記載ナシで、タソス島民の税負担量を確定するにいたらないが、木材税を除いただけでも約50万 gross. が徴収されているのである³⁹⁾。これは1813年の20数倍にあたる。

ところで、タソス島をスルタンから委譲せられた時、アリーはみずからこの島の完全な所有者であると称し、現に経済的に広汎な特権を得たわけであるが、果してタソスは完全にスルタンから切れていたのであろうか。実をいうと、完全な切断は起っていない。スルタンはタソスに対して一貫して租税を要求しつづけた。かれはタソスから人頭税を取るのをやめなかったのである。1813年の文書は、はっきりと、アリーの得る税から人頭税は除かれる（*πλην τοῦ κεφαλικοῦ φόρου*）と記している。また1901年にタソスの弁護士 A. Lampris は、タソス史記述のために用意したノートの一節で、タソスの租税を2つのカテゴリー、すなわち (i) スルタン政府に納められるものと、(ii) (本来エジプト・バシヤに納められるが実際には) カヴァラの Wakf に入るものとに分類している⁴⁰⁾。そして Lampris によれば、前者に属するのは直接税たる軍税と2つの間接税、関税⁴¹⁾と印紙税であり、後者に属するのは次の8つの直接税であった。（実際は8つにとどまらない。後述）

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| (1) オリーブ油の十分の一税 | (5) 風車税 |
| (2) 木材（売却）税 | (6) 役畜税 (salariyes) |
| (3) 山羊税 | (7) 店舗税 (tetzakhi magatzeiou) |
| (4) 「春の税」 | (8) 羊小屋税 (mandra) |

スルタン政府がタソス収入全体のどれ位を得たかは、全収入額が不明確である以上、知るすべもないが、1813年の場合は 20,678 grossia のうち 7,695 grossia であるから約 $\frac{1}{3}$ にも及んでいる。こうしたなかで、エジプトータソス大守が財政収入をあげる道は何か、いうまでもなく、それは十分の一税収入の増加のためのオリーブ栽培の奨励と森林の保護であった。取入れから集荷、測量そして登記へと、オリーブ生産の全過程にわたって細かい配慮をし、種々の規定を設けているのはけだし当然のことであった⁴²⁾。また1874年以後プロエドロスを廃止し森番をおいたのも尤もなことであった。行政組織の改変は経済的関心と表裏一体をなしていた。

タンズィマート期にタソスの財政負担が重くなったのは確かである。けれども世紀末に比べればまだしもだった。1858年6月17日、タソス大守 Dja'far bey は、上述の財政改革の通達をして1週間目に、島の経済状態を勘案してすべての十分の一税を停止し

た⁴³⁾。67年, Isma'il Pasha は「春の税」13,700 grossia, ロウソク税 (κηρίον ἱμυρίου) 6,800 grossia, その他 2~3,000 grossia を免除することを明らかにした⁴⁴⁾。そしてさらに72年, 今度は Ibrāhīm bey が, 松明 (θαδί)・薪 (φωτοζιλια)・ピッチ (πίσσα)・タール (καπράμι) への税を免除した⁴⁵⁾。1858年文書にみえたあの恣意的誅求の根拠たりうる2,3の税—大守の官舎維持・生計のための税, cadi のための税—もいつしか姿をけしたようである。もっとも以上の如き免税特権が果して長期間つづいたのか, 短時目で終わったか, それは分らない。しかし1901年に島民が 'Abbās Ḥilmi II に出した訴えの第一に, アリーとその後継者の出した特許の回復をあげている⁴⁶⁾ことからしても比較的恵まれた状態があったのではなかろうか。1858年から67年までの9年間で「春の税」, 「ロウソク税」(これは ἀγιουκηρίου ροσουμάτι から ἱμυρὶ κεριοῦ と名が変わっている) は各々 672, 1,800 grossia の増加を示しているが, 前者の場合, 増加率はわずか5.1%である。

これに対して70年代後半以降は, タソスに対する経済的収奪が, 新税の賦課と従来の税の課税率増加の両面からおし進められた。Lampris ノートにあった営業税・風車税・羊小屋税などはこの頃新しく導入されたものに違いないし, 89年頃からは魚釣税 (δικαίωματος τῆς ἀλιείας)⁴⁷⁾や野獣の皮革への税⁴⁸⁾もはじめられた。さらに最近になって行なわれだしたタバコ栽培から十分の一税を徴収した⁴⁹⁾。こうした新税の登場だけならともかく, 問題は課税率が急に増大されたことであった。山羊税は一頭につきこれまで 2 paras (1 paras は 1/80 grossia, 従って 3 akça) であったのが5倍の 10 paras に, さらに 4 grossia になった。実に 160 倍のアップである。蜜蜂も蜂一匹につき 6 paras から 10 paras になった⁵⁰⁾。1902年, やっとタラス大守 Maḥmūd Rifat bey は, 住民の力を越えた課税に気づき, 税の一部を免除し (χαρισθέντα), 一部を村の πελετιέδες (?) に手渡し, 残りをこれまで通り Waḳf に納めるよう指示, 次のような税率を決めたが⁵¹⁾, これでもなおかつてに比べれば高いことはいうまでもない。また以前に免除された税で見事に復活しているのがある。

	免税分		πελετιέδες に 手渡される分		ワクフに納入 される分	
	grossia	paras	grossia	paras	grossia	paras
家畜 (一頭につき)	—	4	—	4	—	2
山羊 (")	—	—	—	—	2	—
蜜蜂 (一匹につき)	—	2	—	2	—	6
σενικος (")	—	—	—	—	—	10

イスラム治下のギリシア人

マンドラス 羊小屋（1つにつき）	—	—	—	—	3	—
キスラス 冬の放牧税（羊1頭につき）	—	—	—	—	—	22
サラリエ 一ペアの牛	—	—	—	—	2	30
風車税（1つにつき）	4	29	4	29	—	22
営業税	—	—	—	—	5	—
窯（1つにつき）	—	—	—	—	—	22
新しい薪（φωτοξ）束（＼）	—	5	—	5	—	20
新しい松の木 100 oka につき	1	—	1	—	2	—
新しいピッチ	＼	1	20	1	20	1
新しいタール	＼	1	—	1	—	1
新しい松明	＼	—	20	—	20	1
新しい木炭	＼	—	10	—	10	2
新しい石灰	＼	2	—	—	—	—

以上のところで、一度は3項目（免税分、πελεπίεδες 引渡し分、現在徴収分）の合計額が実際に徴収されたのは間違いないのであるから、ギリシア人島民のなめた苦しみは少々程度では留まらなかったであろう。最後に木材・森林への課税の強化を忘れてはならない。すでに述べたように、これはタソス大守にとって財政収入増加のもっとも重要な鍵であった。オリーブ油十分の一税に変化を加えることが容易でなかった以上、それは一層不可欠ともいえた。タソス大守がやったことといえば、それは従来の木材税—造船用材の売却について 2/10、建築用材 1/10—を改め、建築用材を 2/10 に引きあげることと、N. I. Psiakis が指導する島外のギリシア人の会社に森林の開発を請負わせることの2つであった。そしてタソス島民が Psiakis 会社の来島を阻んで、反エジプト運動を展開しはじめるや、大守は島における伐採を一時は全く抑え、そのご建築用材税を 2/10 から 3/10 に引きあげたのである⁵⁰⁾。そして Lampris のいうところによれば、それで満足せず 4/10～5/10 をも取立てたといわれる。またこれとは別個に 2/5¹⁰ の、森全体にかゝる森林税（δασονομικός φόρος）を設けた⁵¹⁾。おそらくこれらはタソス大守—Wakf に相当の収入をもたらしたことであろう。だが不幸にもその数値を伝える史料はない。

4

以上のべたことを要約してむすびにかえたい。タソス島のギリシア人は、伝統的な共

同体関係をながらく維持しながら19世紀を迎え、世紀中葉まではアリー朝権力の下で比較的恵まれた位地にあったが、タンズィマートの影響で政治的・経済的に中央のつよい統制をうけるにいたった。とくに74年、島の政情不穏を理由に、autonomieの拠り所であったプロエドロスが廃止され、「森番」がおかれたことは重要な転機をなした。タソス総会はトルコ人のタソス大守によって主宰され、ギリシア人からのみ成った行政組織は分断された。そして経済的には、森林・木材への課税が2倍以上に強化された。ギリシア人の不満がつのるのは当然であった。その上、1897年4月に始まったギリシア・トルコ戦争もタソスにもひびいてきた。マケドニアをめぐるの両国の対立が激化すればするほどタソスへの統制は強化されていった。タソス大守がカヴァラから島内のテオロゴスに移ってきたのもこの頃であり、取奪のはげしさはのちにトルコ人みずからが「エジプト官吏の慣習化した専制」と告白したほどであった⁵⁴⁾。

1902年タソスはトルコ軍の占領するところとなり、再びスルタンの直接支配がはじまった。サロニケ総督 *Hassân Fehmi* とその下にあったカヴァラ区監督 *kaimakames* は、タソス島に憲兵隊を送りこみ治安を回復した⁵⁵⁾。イスタンブールのギリシア正教総主教 *Joachim III* はスルタンから、タソス民を保護すると言質をとった⁵⁶⁾。おそらくエジプト支配下の強奪は減退したことであろう。が、なお10年間タソスは異教徒の支配に甘じなければならなかった。ギリシア人島民は、税率こそ低かったであろうが、かつてと同じ租税を負担しつづけたのである。(筆者は京大人文科学研究所助手)

註

- 1) オスマンのバルカン支配に関しては *Slavic Review*, XXI (1962) 所収の以下の論文参照。
W. S. Vucinich, The nature of Balkan society under Ottoman rule; S. J. Shaw, The aims and achievements of Ottoman rule in the Balkans; T. Stoianovich, Factors in the decline of Ottoman society in the Balkans. また L. S. Stavrianos, The Balkans since 1453 (NY, 1959). ユーゴにおける研究の動向を知るには、W. S. Vucinich, The Yugoslav lands in the Ottoman period; postwar marxist interpretation of indigenous and Ottoman institutions, *Journal of Modern History*, XXVII (1955).
- 2) 1762—1813年の文書は16通(うち *firmân* 12), 1902—13年は8通(同1)である。また19世紀の44通の内訳は、課税・免税など財政一般が10, 森林・木材関係が8, タソスの諸人事が6, 行政組織に関するもの4, その他となっている。
- 3) バルカンの *rayas* 研究には、たとえば、B. Cvetkova, Influence exercée par certaines

イスラム治下のギリシア人

- institutions de Byzance et des Balkans du Moyen Age sur le système féodal Ottoman, *Byzantinobulgarica*, I (1962); Г. И. Ибрагимов, Крестьянские восстание в Турции в XV-XVI вв, *Византийский Временник*, VII (1953).
- 4) F. Dölger, *Regesten der Kaiserurkunden des öströmischen Reiches*, Nr. 2245 (1302 年 Andronikos II 黄金文書)。
 - 5) *Ibid.*, Nr. 2169, 2170 (1294 年同)。
 - 6) *Ibid.*, Nr. 2120 (1287 年同)。
 - 7) 国家による私領主保有農民数の制限の試みとその限界については、拙稿「ビザンツにおける「条件的土地保有」—11,2 世紀を中心にして」(史林, 47-2) 参照。
 - 8) A. E. Bakalopoulos, *Thasos*, pp. 17-9. (なお以下、本書附録の文書をひくときは Document, n°… とのみ記す)。
 - 9) Document, n° 16.
 - 10) Bakalopoulos, pp. 24-25.
 - 11) Cf. N. G. Svoronos, *Histoire de la Grèce moderne* (Paris, 1953, «Que sais-je ?»), pp. 20-21; *id.*, *Le commerce de Salonique au XVIII^e siècle* (Paris, 1956), p. 270.
 - 22) Cf. Document, n° 2 (1789 fev.). Theologos 村のなかの「富めるものは貪欲さにかかれて、自分たちの負担を軽くし逆に他人には力以上の負担割当てを行おうとし、かれらに苦しみをかけることをやめない……」。
 - 13) 人口の点でも変動はすこぶる少なかった。人口を伝える史料はほとんどないが、18世紀はじめフランス人司祭 Branconnier は 7~8,000 人と数え、19世紀中葉のタソス駐在ギリシア国領事は 10,000 人には達せずと報告している。また 19世紀はじめ同島の徴税請負人は 1,236 δελτζων から人頭税を取ったという。これは「かまど」数であって、婦女子、老人、疾病者などを除外しているから、実際の人口は約 5 倍の 6,200 人くらいか。現在は約 8,000 人。なお 1520-30 年の Suleyman 大帝の人口調査では、Gallipoli, Imbros, Lemnos と一緒にされて、イスラム教徒 5,001, キリスト教徒 3,901, ユダヤ人 23 (いずれもかまど数) とある。タソスにはモスレムは全くいない。Cf. Bakalopoulos, pp. 28, 59, 104; O. K. Barkan, *Essai sur les données statistiques des registres de recensement dans l'empire ottoman aux XV^e et XVI^e siècle*, *Journ of Econ. & Social History of the Orient*, I (1957-8), p. 31.
 - 14) 反乱は Hatzi Giorgis の指揮下に行なわれ、1821年9月には、A. Kaliméris と Manolis Valavanos とが Keramati 港においてトルコ艦隊を撃退したほどであった。この他、目立った働きをしたものには archimandrite Kallinikos Stamatziades があり、のち44年に、ギリシア陸軍大臣から、(ἀργυροῦν Νομισματόσημον) 勲章をうけた (Document, n° 18)。
 - 15) 46-7 年にかけて、タソス大守 Havuz cfendi が、Voulgaro, Haghios Georgios に対し本

- 材の供出を強制したことや、50年に大守 Salih bey が Voulgaro の共同体の代表者をほとんど何の根拠もなく解任したことなども知られている。(Document, n°s, 19, 20, 21, 23, 25)。
- 16) Document, n° 39. パン, 蜜蜂, 果樹の窃盗に当り, 18才以上の男子は 1 livre (turque), 既婚女性は 2 metzit (約 $\frac{1}{4}$ livre), 12才以上の女子は 1 metzit (約 $\frac{1}{8}$ livre) の罰金に処せられたが, 18才以下の男子と12才以下の女子は村長老会の裁量にまかされた。
- 17) Document, n° 33. このほかマリエス村は78年, 教会から借金をしたものは利子を返すべし, 返さざるものは *κονάκιον* (村の集会場) に呼び出され利子と *κεφαλαίον* と *ρέσιμον* とを取られると定めている。(Document, n° 38)。
- 18) Document, n° 53.
- 19) Document, n° 44.
- 20) Demetrios Hatzi Konstantinidis が登位する (1852) 前に一年間, プロエドロス職は空位のままであった。その間「少なからざる混乱が生じ, 社会はほとんど解体しかけた」という。(Document, n° 27)。
- 21) プロエドロスの従属性はタソス大守側からしばしば強調された。たとえば「プロエドロスは (エジプト・パシヤの出した) 命令を実行すべきで……かれが不法な行為をし, 誤ちを犯した場合ただちに職をとかれ, 総会はその後任を決めねばならぬ」。(Document, n° 44)。
- 22) Document, n° 32 (1867, avril).
- 23) Bakalopoulos, pp. 49-50, 66.
- 24) Document, n° 37.
- 25) バカロプロスによると, D.H. コンスタンティニディアスは, 甥 D. Hatzi Giaxis とその勢力下にある住民の反対をうけて次第に政務から遠ざかった。このため, Hatzi Giaxis は時のタソス大守 Ibrāhim Etem bey とむすんだ。一方タソス府主教 Anthimos はイスタンブールの総主教に働きかけて, ついに1873年 Ibrāhim の更迭と, タソス大守 Tossun bey の任命に成功した。これで一応両派の妥協が成立した。だが74年, Hatzi Giaxis が反乱し, コンスタンティニディアスが事態収拾をできぬまま, ついにプロエドロス制は機能停止にいたった。(Bakalopoulos, *ibid.*)。
- 26) Document, n° 44 (1889, déc.). 会は一年に二度 (2月・8月) に開催。(《*Δίς τοῦ ἔτους, ἡτοι κατὰ τοὺς μῆνας Φεβρουάριον καὶ Αὐγούστον μόνους, θέλει γίνεαι γενικὴ συνέλευσις ὑπὸ τῆν προεδρίαν τοῦ Διοικητοῦ.*》)
- 27) Bakalopoulos, pp. 66-67.
- 28) Document, n° 57. この要望書には, ほかに, 税の軽減やプロエドロス制の復活, さらに住民の生活状態視察のための大守の訪問要請などが含まれていた。Cf. Document, n° 56.
- 29) Bakalopoulos, pp. 67-70.

イスラム治下のギリシア人

- 30) Document, n° 43 (1887, nov.).
- 31) もっとも Demetrios Paleologos が得た15万銀のなかには、タソス島収入のほかアンドリアノーブルの貨幣製造所からの収入や Samothrace, Ainos 島のそれが入っており、タソス自体の価値は分らない。45万 akča の数字は1813年のタソス委譲文書にみえ、3万リーブルは Braconnier の報告にある (Bakalopoulos, pp. 25, 28)。
- 32) grossia はトルコ語で kursus といわれる。西ヨーロッパの銀貨で15世紀以後はオーストリア銀貨 (kara kursus) が普及した。この grossia とオスマン銀貨 akča との比価は、16世紀後半で 1 grossia : 40 akča, Murad III 以下で 1 : 80, Suleyman II (1687-91) 時代に 1 : 160 であり、19世紀タソス島の場合は 1 : 240 である。(Cf. H. A. R. Gibb & H. Bowen, Islamic Society and the West, vol. 1, part 1, pp. 49-54.).
- 33) 木材税の税率は不明。しかし、Document, n° 1 に、「自分たちは zambit に対し十分の一税その他と人頭税を支払っていた……」とあることからして、のちと同様に十分の一であったと思われる。
- 34) Document, n° 12.
- 35) Document, n° 15.
- 36) Document, n° 29. スルタン政府から、1852年、Fu'ad Efendi がエジプトに送られ、タンズィマートを行うよう指示したのをうけて出されたものであろう。
- 37) これに類似したものとして、バルカンに定着した sipahis が, rayas から年に一度、ニワトリ、パン、ぶどうなどの差出しを求め、のちそれを金納させたことがあげられる。これはビザンツ時代に淵源し、聖人の祭りにあたって取られたものであった。Cf. B. Cvetkova, Influence ……., p. 245.
- 38) Encyclopedia of Islam, 'dzizya'.
- 39) 表からも明らかなように、(5) (6) (7) (8) は概数、(4) (9) (10) (11) は実際の穀物量、蜜蜂、山羊数に応じて算出されたもの。それだけ、(5)~(8) は恣意的収奪の余地を多く残していよう。
- 40) Document, n° 58. (1) (φόρους) εἰς τοὺς πρὸς τὴν κυρίαρχον ἀποικρατορικὴν κυβέρνησιν διδομένους, (2) φόρους διδομένους πρὸς τὴν διεύθυνσιν τῶν βακουφίων.
- 41) τὰ τελωνεῖα. 輸出関税はオリーブ油、ぶどう、酒などにつき 40 だったようである。島内での輸送については、一時仮に関税がとられ、最終地点で返済された。cf. Document, n° 43 (1887, nov.), n° 44 (1889, déc.). なお18世紀には、オリーブ油輸出関税が3%であったといわれている。cf. Bakalopoulos, p. 36 ; N. Svoronos, Le commerce de Salonique, p. 279.
- 42) Bakalopoulos, pp. 53-4, 61-2.
- 43) Document, n° 30 「私のもとにきた命令には、δέκτον (十分の一税) が徴収されぬよう、そして今日までつづけられてきた古いシステムがそのままつづけられるようにとある」は、タン

- ズイマート前夜への復帰を語っている。
- 44) その他とは山羊税（一頭につき 2 paras）、蜜蜂税（一匹につき 6 paras）、穀物税（12 oka につき 10 paras）、cādi の前での売買契約税（一件につき ? 25 grossia）、店舗税 *τεζγάκια ἐργαστηρίων*（1店につき ? 5 grossia）からのものである。
- 45) Document, n° 34.
- 46) Document, n° 57.
- 47) Document, n° 44. もっとも税率については、「3 hook からどれくらいにするかはのちほど 大守に指示されるであろう」としか記していない。
- 48) Document, n° 56.
- 49) Ibid. なおタソス総会のための討議計画では、「タバコ税は関税 4 grossia だけでエジプトその他の国に自由に出せるから……タバコ栽培で大きな利益をえられる」としている (Document, n° 54, sans date)。
- 50) Document, n° 56.
- 51) Document, n° 60.
- 52) Bakalopoulos, pp. 72-73.
- 53) Document, n° 58: *Εἰς ἐπίμειτρον τούτου ἐπέθη δασονομικὸς φόρος 20%, ἐκτιμημένου μάλιστα ἑκάστου κυβικοῦ ὑπεράνω τῆς ἀληθοῦς αὐτοῦ ἀξίας καὶ, οὕτω ἄντι 30% πράγματι λαμβάνεται 40 ἢ 50%. Ὀλίγον μετὰ ταῦτα……ὑπὸ τῆς ὀθωμανικῆς κυβερνήσεως δασονομικὸς φόρος 25% ἐπὶ ὅλων τῶν δασικῶν εἰδῶν……*。またさらに松の樹皮 100 oka につき 2 grossia の税も新設された (ibid.)。
- 54) Document, n° 60 (1902, jan.). 1899年4月には、各共同体の指導者プロエストスのタイトルが廃止され、トルコ語の mouktaris が使用されるにいった。 (Document, n° 56.)。
- 55) Document, 63 (1902, avril).
- 56) Document, 61 (1902, mars).